



2 健 食 第 25 号
令和 2 年 4 月 10 日

公益社団法人 名古屋市食品衛生協会
会長 濱田 康喜 様

名古屋市保健所長 浅井 清文

新型コロナウイルスの感染症に関する緊急事態宣言発令に伴う
食品衛生関係業務の対応について

日頃は、本市の食品衛生行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日、愛知県により緊急事態宣言が発令されたことをふまえ、本市では当面の間、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

なお、本通知による取り扱いにつきましては、感染症の流行状況等を見ながら適宜見直しを行います。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 営業許可に関する手続きについて

(1) 営業許可の申請（新規及び更新）について

営業許可の有効期限の延長等については、国から示されていないことから、保健センター窓口に来所いただき許可の申請手続きをお願いします。密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件が重ならないよう、短時間で受付を行うなどの配慮をして対応いたします。

更新申請に対しては、申請受付時に施設基準に係る要件に変更がないことを確認し、立入りによる確認は後日あらためて行うなど配慮いたします。

(2) その他の届出について

営業許可の変更届、廃業届及び承継届などの届出については、保健センター窓口に来所しなくても手続きができるよう柔軟な対応を行うこととします。各区の保健センターにご相談いただきますようお願いいたします。

2 食品衛生責任者講習会について

養成講習会及び実務講習会ともに、4月以降の開催を見合わせています。再開時期については、今後の感染症の流行状況等を見ながら検討してまいりたいと考えていますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、講習会の受講が必要な方には、再開の目途が立った段階で、改めてご案内させていただく予定です。

(健康部食品衛生課)